

2013年（平成25年）10月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年9月25日付けで諮問（第598号）された墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性，第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び第5項による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由，並びに条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行う必要性については判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在，大庭台墓園立体墓地地下2階（E区）に納骨壇増設工事を行なっており，地下2階部分の半面に普通納骨壇603基，集合納骨壇144基，祭壇2基，花切り場4箇所等を設置し，2014年4月には供用開始の予定である。

大庭台墓園立体墓地は平成7年に完成し、地上1階部分（A区・B区）に1,252基設置、平成13年に地下1階部分（C区）に747基増設、平成18年に同じく地下1階部分（D区）に854基増設し、市民の墓地需要に対応するため、あらたに地下2階半面部分（E区）に747基増設するもので、残りの地下2階半面部分（F区）を含めて総計画数4,700基を想定している墓所である。

現在、墓所区域である地上1階から地下1階までと屋上について、犯罪抑止の観点から防犯カメラが設置されているが、録画はせず監視のみに使用しているが、既設I T Vシステムはアナログ仕様のうえ経年劣化が著しいため、今回の工事にてデジタル仕様に変更するとともに、システムの全更新(全カメラの交換、案内所及び管理棟監視盤の改修)を行い、地下2階にも防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存することを計画している。このことは、藤沢市個人情報保護に関する条例第10条第4項、第5項及び第18条のコンピュータ処理に該当することから、映像の保存について諮問を行うものである。

また、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査照会書」という。）により、防犯カメラによって撮影し、録画した映像の目的外提供の依頼が想定できますが、この際には藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第4項により審議会への諮問事項となっている。

この件についても、事件解決への迅速な対応のため、今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できる包括的な取扱をしたく、併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存の際の電磁的媒体としてはビデオテープもあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な保存は困難である。一方、ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となる。このことから、防犯カメラの画像の保存については、ハード

ディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、管理棟（大庭台墓園管理事務所）及び立体墓地案内所に録画機器を配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間7日間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求権を有する司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものであり、市民生活を守る本市行政の役割でもある。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当墓所内で発生した犯罪の捜査のために、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要がある。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る。）とし、目的外提供についてはガイドラインに定めるものとする。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図る。

(6) 実施時期（予定年月日）

2014年3月17日

(7) 提出書類

- ア 個人情報取扱事務届書
- イ システム機器一覧
- ウ システム系統図
- エ システム設置箇所
- オ 藤沢市大庭台墓園立体墓地防犯カメラ運用基準
- カ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件諮問にかかる防犯カメラの設置にあたり、実施機関はその必要性について、当該施設における窃盗、器物損壊、放火などの犯罪が予見でき、それらの犯罪を防止するためであるとしている。しかしながら、実施機関の説明によると、当該施設において、それらの犯罪が過去に実際に発生した具体的事実が十分に把握されているとはいえず、特に犯罪が起りやすい場所であることが示されたわけではない。また、当該施設を訪れる者のプライバシーの保護との比較衡量がなされているとも言い難い。

以上から、当該施設に防犯カメラを設置する必要があるとは認められない。

よって本人以外のものから個人情報を収集する必要があるとは認められない。

また、本人以外のものから個人情報を収集する必要性が認められない以上、本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供する必要性、目的外に提供することに伴う本人通知の省略、コンピュータ処理を行う必要性については判断する必要がある。

以 上